

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第19号

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2。以下「利用者負担額軽減制度要綱」という。）に基づく介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事業

第6条第1項中「単に「事業」を「助成事業」に改める。

第7条ただし書中「補助事業」を「助成事業」に改める。

第11条、第12条及び第13条第1号中「事業」を「助成事業」に改める。

第14条中「助成を受けた事業」を「助成事業」に改める。

別表第1第2条第2号の事業の項中「の事業」を「に掲げる施設に係る事業」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設並びに同条第11項に規定する障害者支援施設」を「第2条第2号に掲げる施設」に改め、同表第2条第3号の事業の項を次のように改める。

第2条第3号に掲げる事業	事業費	利用者負担額軽減制度要綱による事業費	利用者負担額軽減制度要綱及び市長が別に定めるところにより介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減した分の経費
--------------	-----	--------------------	--

別表第1第2条第4号の事業の項中「の事業」を「に掲げる施設に係る事業」に改める。

別表第3第2条第2号の事業の項中「の事業」を「に掲げる施設に係る事業」に改め、同表第2条第3号の事業の項を次のように改める。

第2条第3号に掲げる事業	事業費	利用者負担額軽減制度要綱による事業費	利用者負担額軽減制度要綱第3項第6号の規定により算定された額の範囲内で市長が認めた額
--------------	-----	--------------------	--

別表第3第2条第4号の事業の項中「の事業」を「に掲げる施設に係る事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。